

モニタリング・事業促進WGの検討結果について

1. モニタリング・事業促進WGは、アクションプランを踏まえたPFI事業の推進に向けて、民間投資を喚起し、民間の創意工夫を最大限生かす観点からのモニタリングのあり方や、地方公共団体における事業促進策の検討を行うため、柳川委員を座長として、9名の構成員によって、平成26年2月から8月まで5回にわたり開催した。
2. モニタリングについては、新たな課題への対応も含めてよりの確なモニタリングを実現するために、PFI事業の実施を通じて得られた知見などを反映させた「モニタリングに関するガイドライン改正案」をとりまとめるとともに、地方公共団体がモニタリング基準を作成する際の負担を軽減する「モニタリング基準（作成素材）（案）」を作成した。
3. 事業促進については、民間の創意工夫の発揮によるPFI事業を推進するために、先進的な地方公共団体の取組などを位置付けた「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン改正案」をとりまとめるとともに、PFI事業の民間提案を推進するための「PFI事業民間提案推進マニュアル（案）」を作成した。

(参考)

ガイドラインの見直しの背景

第32回PFI推進委員会（平成25年11月28日開催）において、PFI事業全体の取組を推進するため、総合部会の下に3つのWGを設置し、ガイドラインの検証・見直しを行うこととされ、これまで、各WGにおいて関連するガイドラインの検証・見直しについて進めてきたところ。

